

重要事項説明書

1. 事業の目的

事業所は、介護保険法及び健康保険法等の関係法令並びにサービス契約に従い、訪問看護師を利用者の居住に派遣して、利用者に対し医師の指示や治療方針、居住サービス計画に沿った療養上の世話及び診療の補助を行い、利用者が可能な限り居住においてその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援します。

2. 運営方針

利用者の立場に立った親切で心温まる医療を提供し、利用者の多様なニーズに応えるため、関係市区町村、地域の保険医療・福祉機関と速やかに連携を取り対応致します。またスタッフは必要な知識・技術・人間性を磨き、利用者、家族及び関係多職種との信頼関係の構築や円滑な業務運営に努め、地域医療の推進を図ります。利用者の尊厳を守り、安心・安全な日常生活を営むことができるよう支援します。

3. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院附属訪問看護ステーション
所在地	東京都港区高輪3丁目10番11号
事業所番号（介護保険） （医療保険）	1360390239 7391568
管理者の氏名	乙丸 時枝
連絡先	03-5447-5114

(2) 事業所の職員体制

管理者：看護師1名（常勤職員、看護師と兼任、認知症看護認定看護師）
看護師（保健師、看護師）：常勤換算数2.5名以上（うち1名は管理者業務、
1名以上は常勤職員 兼任看護師1名：摂食嚥下障害認定看護師）
理学療法士・作業療法士(兼務)
事務職員1名

4. 訪問実施地域

港区、品川区

5. 訪問看護実施日及び実施時間

(1) 営業日 月曜日～金曜日（8：30～17：15）

(2) 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

6. サービス内容

訪問看護の内容は、訪問看護計画書の作成及び訪問看護計画書に基づく指定訪問看護の実施を、次のとおりに行います。

(1) 病状や体調の観察 (2) 薬の確認や整理 (3) 療養生活や介護方法の指導

(4) 日常生活の支援（食事・排泄の介助、身体の保清など）

(5) リハビリテーション (6) 胃瘻やカテーテル類の管理

(7) 褥瘡や傷の予防、処置 (8) その他、医師の指示による医療処置

(9) ターミナルケア・緩和ケア (10) がんや認知症の看護

(11) その他家族の支援に関すること（家族への療養上の指導・相談、健康管理）

7. サービス利用料金及び利用者負担、支払い方法

(1) 医療保険法、介護保険法に規定する訪問看護費用

（詳細は別紙「利用料金表」を参照ください）

(2) 通常のサービスの範囲を超える保険外の費用（全額自己負担となります）

(3) 支払い方法は口座引き落としのみとし、現金の取り扱いはいたしません。

(4) 利用者が正当な理由なく利用料の支払いを怠り、2ヶ月間にわたり支払い催告したにもかかわらず全額の支払いがなされない場合、当事業所は利用者に対するサービスを一時停止することがあります。

また、2ヶ月に亘って利用料の全額の支払いがなされない場合には、事業所は直ちに本契約を解除することができるものとします。

8. サービスの解約及びキャンセル

〔解約〕利用者は、事業所が行うサービスについて、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。

この場合、前日までに解約の申し出をすることとし、申し出をもって本契約は終了します。

[キャンセル] 利用者がサービスの利用中止（以下「キャンセル」という）をする際には、速やかに事業所まで連絡をしなければならないものとします。

利用者の都合により本サービスをキャンセルする場合は、サービス予定日前日の17：15までに連絡をすとし、何ら申し出なくサービスがキャンセルされた場合は、利用者に次のキャンセル料金をお支払いいただきます。

但し利用者の容態の急変且つやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料金はいただきません。

キャンセルの連絡時間	料金内容
サービス予定前日17：15までに連絡をされた場合	キャンセル料は頂きません
サービス予定前日17：15までに連絡をいただかなかった場合	キャンセルとなる訪問看護の料金

9. 緊急時の対応

サービスの利用にあたり、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて応急処置を行うと共に、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行います。

また、家族・利用者にかかわる居宅介護支援事業所、市区町村へ連絡する等必要な措置を講じるものとします。

10. 秘密の保持と個人情報の保護

事業所が行うサービスにおいて、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように厳守します。

訪問するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者またはそのご家族から文書で同意を得るものとします。

11. 相談窓口、苦情対応

(1) 訪問看護に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号：03-5447-5114 平日 8：30～17：15（年末年始を除く） 訪問看護責任者 乙丸 時枝
------	--

(2) 以下の公的機関においても苦情申し出等が可能です。

港区役所介護保険課給付係	電話番号：03-3578-2111 平日8時30分～17時
品川区役所介護保険課	電話番号：03-5742-6728 平日8時30分～17時15分
区保険連合会苦情相談窓口専用	電話番号：03-6238-0177 平日午前9時～17時

1.2. 損害賠償

サービス提供にあたって、事業所の故意または過失によって事故が発生し、利用者及びそのご家族の生命・身体・財産等に対し損害が発生した場合は、損害を賠償します。但し、利用者側に重大な過失がある場合は、損害賠償を行わないこともあります。

1.3. サービスに際してのお願い

サービスの際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理・金銭の貸借など金銭の取り扱いは応じかねます。
- ② 看護師等は、保健師助産師看護師法の制度上、利用者の心身の機能の維持・回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。
それ以外の業務は認められておりません。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 事業所は地域医療の質向上に貢献するため、学生の臨地実習受け入れ施設となっております。
教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いすることがございます。
(ご協力の可否につきましては利用者の意思に基づくものであり、可否の結果により利用者何ら不利益を被るものではありません。)

1.4. その他

緊急時等における対応方法については次のとおり行います。

看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行います。

虐待防止のための対策を検討するとともに、虐待を受けている恐れがある場合は事業所の義務として市区町村へ報告いたします。